

奈良県告示第二百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び斑鳩町生活環境部環境対策課（生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目七番一二〇号）において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
太平化学産業株式会社 取締役社長 吉川 正彦  
大阪市中央区東高麗橋一番一九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
太平化学産業株式会社奈良工場  
生駒郡斑鳩町大字高安一番地の一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第二十七号ルに掲げる湿式集じん施設一基
特定施設の能力	風量 二百 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /分
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	工事着工後直ちに
特定施設の使用開始予定年月日	工事完了後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m <sup>3</sup> )	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間							季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)			
	特汚	定染	施設	設備	かの	ら通	排出		の値		
					りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	れ及 るび ／ l)	汚最	水大	等の	項目
○・一					一・〇	一五	一〇		八・〇		通常
○・二					一・〇	二〇	二〇		九・〇		最大

五 汚水等の処理方法に関する事項

項目		処理前		処理後		処理施設の能力	汚水等の処理方法	処理施設の工事着手予定年月日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	処理施設の種類
		通常	最大	通常	最大						
水素イオン濃度（水素指数）	A施設	二・〇～一	二・〇～一	五・八～八	五・八～八	A施設 三百二十 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	A施設 凝集沈殿法	工事予定なし	A施設 十二時間	なし	排水処理施設（以下「A施設」という。） 有機排水除去施設（以下「B施設」という。） 雑排水処理施設（以下「C施設」という。）
B施設	一・〇	一・〇	一・〇	・六	・六	B施設 三・五 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	B施設 回分式活性汚泥方式		B施設 終日（二十四時間）		
	六・〇	七・〇	五・八～八	五・八～八	五・八～八	C施設 三十五 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	C施設 三次処理		C施設 終日（二十四時間）		

の 後 理 の 大 最 及 前 理 の 常 よ に 設 施 染 汚 水 等 の の 処 理 状 態	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (単位 mg /ℓ)		化学的酸素 要求量(C OD)(単 位 mg /ℓ)		浮遊物質 量 (SS) (単位 mg /ℓ)		窒素含有 量 (単位 mg /ℓ)		りん含有 量 (単位 mg)		の 後 理 の 大 最 及 前 理 の 常 よ に 設 施 染 汚 水 等 の の 処 理 状 態			
	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	C施設
	一八	二〇〇	二六〇	一七	一五〇	一〇〇	一〇	三〇	一八〇	／	／	／	／	／
	二五	三〇〇	二六〇	三〇	二〇〇	五〇〇	一五	六〇	二五〇	／	／	／	／	／
・六	一八	一八	二〇	一二	二〇	三〇	一〇	三・六	二・六	／	／	／	／	／
・六	二〇	二〇	二〇	一七	二五	六〇	一五	四・七	四・六	／	／	／	／	／

排出水の汚濁状態						
窒素含有量 (単位)	浮遊物質質量 (SS) (単位 mg/l)	COD (単位 mg/l)	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	水素イオン濃度 (水素指数)	項目
三・三五	三〇	一一・三	一八	五・八〇八・六	通常	
四・七〇	六〇	一七	二〇	五・八〇八・六	最大	

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> )	/ l	
	C施設	B施設
C施設	三〇	二二六
B施設	一・五	二八五
C施設	三五	二二六
B施設	一・五	二八五
C施設	三五	二二六
B施設	一・五	二八五

排出水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	りん含有量(単位 mg/l)	
	mg/l	mg/l
二四六	二・五六	
三二〇	四・六〇	